

西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

- 西宮市立安井留守家庭児童育成センター（西宮市安井町1番25号）
- 西宮市立段上留守家庭児童育成センター（西宮市段上町7丁目5番21号）
- 西宮市立高須留守家庭児童育成センター（西宮市高須町1丁目1番41号）
- 西宮市立山口留守家庭児童育成センター（西宮市山口町下山口4丁目23番1号）
- 西宮市立西宮浜留守家庭児童育成センター（西宮市西宮浜4丁目3番12号）

2 指定管理者として指定した団体

- 団体名 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
- 代表者 理事長 水田 宗人
- 所在地 西宮市染殿町8番17号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

- 令和3年4月1日から令和9年3月31日まで